

米子市防災人材バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米子市防災人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置して市内に居住する防災士の情報を集約し、自主防災組織又は自治会、学校等（以下「自主防災組織等」という。）からの要望に応じて適した人材の紹介を行うことにより、防災に関する知識の啓発及び訓練の促進を図り、もって地域防災力を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士認証状の交付を受けている者をいう。

(設置及び運営)

第3条 人材バンクは、市が設置し、及び運営に当たるものとする。

(運営に関する事務)

第4条 市長は、人材バンクの運営に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 人材バンクへの防災士の登録
- (2) 人材バンクに登録された防災士の紹介
- (3) 人材バンクに関する周知及び広報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事務

(登録者)

第5条 市長は、市内に居住する防災士であって、地域防災に関する知識及び自主防災組織等の活動を支援することができる能力を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を、人材バンクに登録することができる。

- (1) 市長が指定する研修等を修了した者
- (2) 地域防災及び自主防災組織等に関する専門的な知識及び経験を有する者として市長が認めた者

(登録の手続)

第6条 市長は、人材バンクに登録しようとする者に対し、米子市防災人材バンク登録承諾書の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の承諾書の提出があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、当該承諾書を提出した者を、人材バンクに登録するものとする。

(登録期間)

第7条 人材バンクへの登録の期間（次項において「登録期間」という。）は、当該登録の日から同日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める期間の満了の日までに、人材バンクへの登録を受けた者（以下「登録者」という。）から特に申出がないときは、登録期間

は、1年を単位として更新されるものとし、その後においても、同様とする。

(登録事項の変更)

第8条 登録者は、当該登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消することができる。

- (1) 本人から当該登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 第14条(第4号を除く。)の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が当該登録を抹消する必要があると認めるとき。

(登録事項の公開)

第10条 市長は、人材バンクに登録した事項(個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第14条第2号において同じ。))に該当するものを除く。)を公開することができる。

(登録者の紹介)

第11条 防災に関する事業(以下「防災事業」という。)を行う団体又は個人(市内に所在し、又は居住する者に限る。)は、当該防災事業の実施に関し協力を得るため登録者の紹介を受けようとするときは、原則として当該防災事業を実施しようとする日の1か月前までに、米子市防災人材バンク紹介申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る防災事業の内容に適した登録者を選定し、当該登録者に対し、当該防災事業に協力することができるかどうかを照会するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による照会について、当該登録者から当該防災事業に協力することができる旨の回答があったときは、当該申込みをした者に対し、当該登録者を紹介するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する防災事業については、登録者の紹介を行わないものとする。
 - (1) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動として実施されるもの
 - (2) 次のアからエまでのいずれかに該当する者によって実施されるもの
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウにおいて同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウにおいて同じ。)

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

エ 当該防災事業を実施する者が法人その他の団体である場合は、その役員のうちイ又はウのいずれかに該当する者がある者

(協議及び報告)

第12条 前条第3項の規定による紹介を受けた者(以下「依頼者」という。)は、同項の規定により紹介された登録者に対して防災事業への協力を依頼するとともに、当該登録者との間で当該防災事業の実施について必要な協議を行うものとする。

2 依頼者は、登録者の協力を得て防災事業を実施したときは、当該防災事業を実施した日から2週間以内に、登録者活動実績報告書を市長に提出しなければならない。(配慮事項等)

第13条 依頼者及び登録者は、防災事業の実施に関し合意した事項の不履行等により双方に損害が生じないように、配慮しなければならない。

2 登録者の協力を得て実施される防災事業において事故等が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、市は、その責任を負わないものとする。

(登録者の遵守事項)

第14条 登録者は、防災事業に協力するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動を行わないこと。
- (2) 知り得た個人情報その他依頼者に関する情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと。
- (3) 依頼者に対して活動を強制しないこと。
- (4) 依頼者の支援に関する要望をできるだけ尊重すること。

(書類の様式)

第15条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの設置及び運営に関し必要な事項(前項の規定により定めるものを除く。)は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。